

様式（文部科学省ガイドライン準拠版）

（赤文字は、前年度からの変更箇所）

令和5年度

自己評価報告書

評価対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

令和6年6月28日

吉川福祉専門学校

目 次

※ <u>評価の基準</u>	3
----------------------	---

<u>1 学校の理念、教育目標</u>	4
---------------------------	---

<u>2 本年度の重点目標と達成計画</u>	5
------------------------------	---

<u>3 評価項目別取組状況</u>	6
--------------------------	---

<u>基準 1 教育理念・目的・育成人材像</u>	7
---------------------------------	---

1-1 理念・目的・育成人材像	7
-----------------------	---

<u>基準 2 学校運営</u>	12
------------------------	----

2-2 運営方針.....	12
---------------	----

2-3 事業計画.....	13
---------------	----

2-4 運営組織.....	14
---------------	----

2-5 人事・給与制度.....	15
------------------	----

2-6 意思決定システム	16
--------------------	----

2-7 情報システム	16
------------------	----

<u>基準 3 教育活動</u>	17
------------------------	----

3-8 目標の設定	17
-----------------	----

3-9 教育方法・評価等	20
--------------------	----

3-10 成績評価・既履修科目の認定	23
--------------------------	----

3-11 資格・免許の取得の指導体制	25
--------------------------	----

3-12 教員・教員組織.....	26
-------------------	----

<u>基準 4 学修成果</u>	29
------------------------	----

4-13 就職率	29
----------------	----

4-14 資格・免許の取得率	30
----------------------	----

4-15 卒業生の社会的評価	30
----------------------	----

<u>基準 5 学生支援</u>	32
------------------------	----

5-16 就職等進路.....	32
-----------------	----

5-17 中途退学への対応	33
---------------------	----

5-18 学生相談	34
-----------------	----

5-19 学生生活	36
-----------------	----

5-20 保護者との連携.....	39
-------------------	----

5-21 卒業生・社会人.....	39
-------------------	----

<u>基準 6 教育環境</u>	41
------------------------	----

6-22 施設・設備等	41
-------------------	----

6-23 学外実習、インターンシップ等	42
---------------------------	----

6-24 防災・安全管理.....	43
-------------------	----

<u>基準 7 学生の募集と受入れ</u>	46
-----------------------------	----

7-25 学生募集活動	46
-------------------	----

7-26 入学選考	48
-----------------	----

7-27 学納金	49
----------------	----

<u>基準 8 財 務</u>	51
-----------------------	----

8-28 財務基盤	51
-----------------	----

8-29 予算・収支計画.....	51
-------------------	----

<u>8-30 監査</u>	5 2
<u>8-31 財務情報の公開</u>	5 2
<u>基準 9 法令等の遵守</u>	5 3
<u>9-32 関係法令、設置基準等の遵守</u>	5 3
<u>9-33 個人情報保護</u>	5 4
<u>9-34 学校評価</u>	5 5
<u>9-35 教育情報の公開</u>	5 6
<u>基準 10 社会貢献・地域貢献</u>	5 7
<u>10-36 社会貢献・地域貢献</u>	5 7
<u>10-37 ボランティア活動</u>	5 7

※評定の基準

- 4 適切な計画・準備の上で、順調に実施されており成果が上がっている。
- 3 ほぼ適切に計画・準備し実施されているが、課題もありさらに改善していく必要がある。
- 2 計画・準備から改善が必要となっており、改善方策を立てる必要がある。
- 1 現況をより見極めた上で、計画・準備の根本から立て直す必要がある。

1 学校の理念、教育目標

教 育 理 念	教 育 目 標
広く深い知識理論、専門性の高い実践技術をしっかりと身につけ、人権意識、倫理観を持つ人間性豊かな介護福祉士を育てる。	1 知識理論 介護福祉士として必要な高度な専門知識、実践の根本となる理論を身につける。 2 実践技術 対象者本位のより良い生活支援（自立支援）を対象者の状況をしっかりと見極めて、適切に提供できるようにする。自らの技術を磨き続ける高い実践力を高める。 3 職業倫理観 人間を深く理解した上で、対象者の尊厳を重んじることができる豊かな心を育てる。 4 成長する介護福祉士 「共生社会」実現に向けて自治体が個々に構築する地域包括ケアシステムや高齢社会の今後の変化に高い関心を持ち、向上心を持ち学び続ける基礎を養う。 5 介護福祉士国家試験 在学中に介護福祉士国家試験に合格できるよう全力で努力する。

2 本年度の重点目標と達成計画

令和5年度重点目標	達成計画・取組方法
1 高い専門性を持つ介護福祉士の養成を目指して、学生の資質を見極め、充実した専門職業教育を実施するとともに、学生の学び続ける意欲を高める。 介護現場での実際を常に念頭に置き、授業内容を不断に点検・刷新する。 2 就職後、介護の現場ですぐに介護福祉士として力を発揮できるよう、充実した施設実習を準備する。 3 入学から卒業・就職までを意識し、全員が希望する場所に就職し、生涯にわたって介護現場での就業が実現されるような進路指導、進路支援を行う。 4 地域包括ケアシステムの一翼を担う専門職として「共に生きる社会」実現に向けて、日々向上心と学ぶ姿勢を持ち続ける。 地域の介護サービスにおいて、中心的役割を担える人材の養成を目指す。 5 介護専門職となる学生の介護福祉士資格取得に向けて、国家試験対策の受験環境を整え、学生全員を合格に導く。 6 感染症予防に十分留意しながら、教育活動の円滑な実施に努める。	1 授業計画と実施 ○知識（理論）と実践技術（基礎・応用）と感性（倫理観）をバランスよく身につけるよう精選、工夫された授業、実習計画を作成する。 ○綿密な計画を立て、着実に授業、実習を実施する。その中で介護の本質、障がい者理解、認知症理解、介護が抱える問題の理解とその解決方法を学ぶ。 ○生活支援技術や医療的ケアなど安全安心な介護現場に向けた技術を着実に習得する。 ○現場で役立つような魅力的な課外授業を計画し実施する。 ○図書室の蔵書やDVDを充実させ、活用を図る。 2 施設実習 ○受け入れ先との連絡調整を着実に行之、実践的な施設実習となるように企画運営する。 ○介護対象者を思いやる倫理観や最善の介護を目指す意欲などを実際に身に着ける。 ○施設では介護福祉士として何ができ、何が求められるのかを考える。 3 進路指導 ○求人情報から、より良い就職先を探すための、給与だけではないさまざまな観点で考えさせる。 ○働きやすい環境や、自身の適性・自身の目標等も考えさせる。 4 学びの継続、深化 ○地域で様々な課題を抱える高齢者・障がい者のための生活支援を常に学び改善し、より良い介護の実現を図る意欲を醸成する。 ○日常の教育活動継続の中で新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対応力を着実に身に着ける。 5 国家試験全員合格達成計画・取り組み ○前期後期を通して国家試験対策講座を実施し、一人ひとりの能力に応じた指導をする。 ○合格に必要な基本知識の指導と受験する上での心構えなど、合格に必要な情報を細やかに伝え、安心して受験できるようにする。 6 感染症予防 ○感染症予防の方策を不断に実施し、教育活動を着実に実施する。 ○感染症発生時の対応策を事前に定め、迅速に対処できるようにしておく。

最終更新日付

令和6年6月28日

記載責任者

久田 晴實

3 評価項目別取組状況

基準 1 教育理念・目的・育成人材像

	中項目	評価	小項目	
1-1	理念・目的・育成人材像	4	1-1-1	理念・目的・育成人材像は、定められているか
		4	1-1-2	育成人材像は専門分野に関係する業界等の人材ニーズに適合しているか
		3	1-1-3	理念等に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか
		4	1-1-4	社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
1 理念・目的・育成人材像 （１）理念・目的・育成人材像 本校は、平成21年（2009年）4月に「介護現場で活躍できる、即戦力となる実践力を備えた介護福祉士の養成」を教育理念とする介護福祉科を開設した。対象者（利用者）本位のより良い生活支援（自立支援）を目指し、広い専門知識（理論）・実践技術・高い倫理観を持つ、専門職業人である介護福祉士の養成をめざす。 理念等の基本的な考えは、学則の第1条（目的）として文書化し、学校案内及びホームページにおいて広く周知している。教職員の共通認識として捉え、学生の浸透度を図りながら、本校が理想とする介護人材の育成に寄与する。	1 理念・目的・育成人材像 （１）理念・目的・育成人材像 本校の教育理念・目的等は、国の政策や社会的要請を踏まえ、変更や見直しが必要と認めた場合は、柔軟に対応できるように教職員会等に図っていく。 また、保護者、地域及び関連業者へ幅広く周知するため、ホームページ内に動画配信を充実させ、タイムリーな教育活動報告を行い改善を図った。また地域広報誌や学校通信等の媒体による情報公開にも努める。	1 理念・目的・育成人材像 （１）理念・目的・育成人材像 学則条文 本校は、これからの超高齢社会において必要とされる福祉・介護ニーズに対応しうる質の高い専門的技能、知識及び実践力を兼ね備えた専門職業人を育成し、地域の介護サービスにおいて中心的役割を担える人材養成を目的とする。 （注1） 職業実践専門課程とは 専門学校（専修学校専門課程）のうち、企業などとの密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り

平成２８年度より職業実践専門課程（注１）として認定され、介護施設等の学校関係者との連携のもと、今後ますます職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成し、職業教育の水準の維持向上を図っていく。 また、令和元年度より大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援新制度（注２）の対象校として認定された。 （Ｐ３６・Ｐ３７に同様に記載） （２）求められる介護人材とは 将来を見据えた介護分野の改革は、２０２５年問題、介護保険改正、地域包括ケアシステムの構築など、目まぐるしく変化すると予想される。非常勤講師に関連業界や学校関係者、施設関係者も迎えて介護分野の新しい情報や将来を見据えた授業を展開している。 また、日本介護福祉士養成施設協会をはじめ、関連業界団体などの発信する情報を明確化し、授業に反映する。社会の要求に適合すべく授業内容を不断に見直し、いつでも対象者（利用者）本位の対応ができる、質の高い介護福祉士養成に努めるものである。	（２）より良い介護人材を育てるために 今後益々自立支援のための個別対応が必要となる。学生には、対象者（利用者）の生活支援、自立支援ができる高い倫理観、豊かな感性、確かな技術、介護の専門基礎理論を身につける必要性を理解させ、質の高い介護福祉士となるよう指導する。	組むものを文部科学大臣が認定する制度。文部科学大臣が認定し、奨励することで、専門学校における職業教育の水準の維持・向上を行っていくことを目的としている。 （注２） 高等教育の修学支援新制度について 大学等における修学の支援に関する法律に基づき、一定の要件を満たした大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（確認大学等）において、おもに低所得者世帯を対象に、高等教育機関（大学・短大・高専・専門学校）の入学金や授業料が減額または免除される制度。また、学資支援として、返還の必要がない給付型の奨学金の支給も行われる。
---	--	---

(3) 特色ある教育活動 学生一人ひとりが「介護の専門性」について修得し、そのために何が必要か、何を学ぶべきかを授業を通して考えることを重要としている。それを学ぶための専門性の高い職業教育が本校の特色となっている。 (4) 将来構想 医療保険、介護保険など厳しい財政状況の中、介護・医療が一体的に大きな見直しが進められている現在においても「介護の質」に対する対象者（利用者）と家族の期待は不変である。団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）には、約253万人の介護職員が必要となり、約38万人が不足する見通しである。今後の高齢化率上昇を考えると、介護福祉士の社会的価値や専門性を高めるための努力や研鑽は益々必要とされる。 現在、介護福祉士の人材不足が大きな問題となり、介護職員の人材確保が急務とされている。しかし、養成施設ルートにより介護福祉士資格を取得しようとする者が減少傾向にある。本校においては平成2	(3) 特色ある教育活動 介護現場経験を有する教員の知識や経験により、課外授業の内容について充実を図る。 また、地域活動との共催や参加を積極的に行うことで、教育活動を広く周知する努力と工夫を進める。 (4) 将来構想 日進月歩とも言える介護現場の変化を授業に反映し、魅力ある学校として他校との差別化を図り、本科生の入学定員充足に努める。 養成施設として本科生の教育と並行して、実務経験ルートで介護福祉士国家資格の取得を目指す者を対象とした初任者研修及び実務者研修を開講し、すべての介護福祉士養成に寄与する学校として、国の方針をしっかりと見定めながら、社会の求めに対応する学校とすべく努力していく。 時間割内に国家試験対策講座を加えるとともに、短期集中での受験講座を継続している。これからも全員が卒業時に永久免許が取得できるよう指導を強化していく。	(3) 特色ある教育活動 平成30年度よりロボットスーツHAL®（腰タイプ）介護支援用を導入したが、令和4年度のレンタル期間を終了しHAL®の常備を終了した。令和4年度からは全自動の介護ベッドの貸し出しを受け、これからも最新の介護機器等のイノベーションに注目して授業で活用していく。 (4) 国家試験対策 2年生の後期に90分授業を36回、1年生の前期に90分授業を2回、後期に90分授業を12回、国家試験対策に充てた。 また、学力評価試験（国家試験模擬試験）の結果が合格点に達しなかった学生には、担任が放課後に受験指導を行った。その結果、合格が危ぶまれていた学生も含め全員が合格した。 なお、留学生には日本語教育（90分）の中で問題文の意味が理解できるよう指導した（令和5年度は留学生1名が受験し1名が合格した）。令和6年度は4名の留学生が入学した。 （P17・P18・P25・P26に同様に記載）
--	--	---

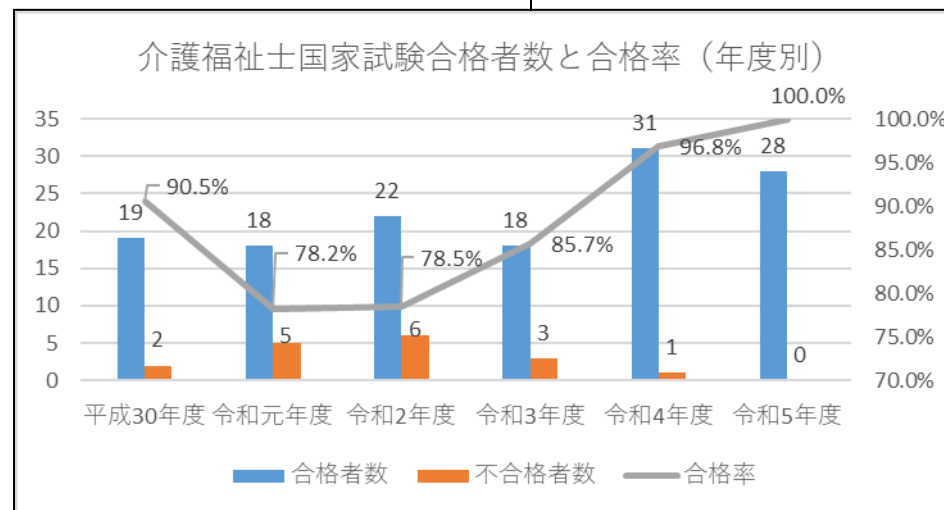
1年4月開設以来、定員の充足が困難な状況が継続しており、今後益々魅力ある学校づくりが必要となっている。養成施設の学生にも国家試験の受験が義務化されるなか、国家試験の合格率も魅力ある学校づくりにつながるものとして、十分な対策を講じる必要がある。

また、実務経験ルートにより介護福祉士資格を取得しようとする者に対する講座（初任者研修・実務者研修）を開講することで、介護福祉士を目指す者、または、介護業務に従事しようとする者すべてに対応しうる養成施設を目指す。

今後、地方自治体別に独自の取組みが求められる「地域包括ケアシステム」のなかで、介護福祉士の養成と同時に、地域の福祉活動に貢献し、広く介護人材養成の役割を担う専門学校として、教育運営を継続していく。

（P 1 7 ・ P 1 8 ・ P 1 9 ・ P 2 5 ・ P 2 6 に同様に記載）

国家試験の合格率の推移は以下の表のとおりです。



国家試験のあり方

国家試験の不合格者については、卒業後5年間は期限付きの介護福祉士国家資格が付与され、試験に不合格だった者は5年以内に合格するか、5年間続けて現場で働くことを条件に一生涯有効な正式の介護福祉士資格として認められる経過措置が設けられた。期限内にいずれかの条件を満たさなかった場合には資格が失われる。

		なお、本経過措置については、令和４年度卒業生をもって終了することとしていたが、国会審議を経て令和８年度卒業生まで延長されることとなった。 （Ｐ１７・Ｐ１８・Ｐ２５・Ｐ２６に同様に記載） 国家試験不合格のため、５年間の暫定免許で働く卒業生には、卒業後の国家試験対策講座の参加（無料）と模擬試験を案内するなど支援を続けている。
--	--	--

最終更新日付	令和６年６月２８日	記載責任者	久田 晴實
--------	-----------	-------	-------

基準 2 学校運営

	中項目	評価	小項目	
2-2	運営方針	4	2-2-1	理念等に沿った運営方針を定めているか
2-3	事業計画	4	2-3-1	理念等を達成するための事業計画を定めているか
2-4	運営組織	3	2-4-1	設置法人の組織運営を適切に行っているか
		4	2-4-2	学校運営のための組織を整備しているか
2-5	人事・給与制度	3	2-5-1	人事・給与に関する制度を整備しているか
2-6	意思決定システム	4	2-6-1	意思決定システムを整備しているか
2-7	情報システム	4	2-7-1	情報システム化に取組み、業務の効率化を図っているか

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
1 運営方針 超高齢社会において必要とされている介護福祉士養成のために、教育理念に沿った当該年度の重点目標を策定している。国家試験の受験が義務化されるなか、教育課程の変更や受験対策の在り方など、柔軟に対応できる教務体制が必要である。 本校では、学校組織を統括する校長、質の高い専門職業教育を実践する教務部と事務部が一体となり「社会ニーズに応える専門職業人の養成」という運営方針を共通認識として、それぞれの特長を生かし運営している。	1 運営方針 自己評価の実施及び自己評価を踏まえた学校関係者評価結果、教育課程編成委員会の意見など、学校運営に必要とされる指導や情報を柔軟に取り込み、運営方針に反映させることが重要である。 運営方針の周知は、教職員会議等で共通認識として徹底していくが、現在浸透度として充分であるとは言えない。会議毎に繰り返し共通認識を求める。 非常勤講師に対しては、年度当初実施される講師会の場で周知徹底している。	1 運営方針 令和5年度 重点目標と達成計画（P 5 参照）

2 事業計画 学校の目的を実現するために、毎年度校長を中心に事業計画が策定される。 毎年度ごとに見直し更新を行い、PDCAサイクルでの学務改善、教育活動の質の向上を図っている。	2 事業計画 本校の教育成果の向上や財務基盤の安定を目指した事業計画を策定する。 令和5年度、学校祭（第8回吉福祭）を入場者を限定せずに開催した（のべ参加246名）。令和6年度は、6月16日（日）に第9回吉福祭を実施した（のべ参加194名）。 合同就職説明会については、年々、学生の就職活動開始時期が早まっており、令和5年度より例年の2日間実施から1日での実施とした。また内容についても、全ての施設の説明を受ける形式から希望施設の説明を選択して聞く方針に改めた。令和5年度は実習施設を中心とした施設のうち7法人（8施設）の採用担当者を招き、2年生のみで実施した。次年度については、施設数や施設の選定等を含めて、様々な意見を取り入れて準備を進めるようにしたい。	2 事業計画 主な事業報告 ○補助活動の実施 介護福祉士実務者研修 令和5年度 7名 令和4年度 9名 令和3年度 15名 介護職員初任者研修 令和5年度 2名 令和4年度 5名 令和3年度 中止 ○地域交流の実績 学校祭（第8回吉福祭）開催 吉川市民まつり（令和4年度に続き中止） 市内一斉クリーン作戦（令和4年度に続き中止） 学事報告 防災避難訓練実施 学力評価試験実施 卒業研究発表会開催 合同就職説明会 事業計画の予算については、前年度決算報告の際
--	--	--

3 運営組織 (1) 設置法人の組織運営 ワタナベ学園の組織運営は、理事会・評議員会において、寄付行為に基づき適切な審議運営を実施している。 法人本部は、総務室、経理・管財室及び学務室に組織され、それぞれ担当部署を有する。教育機関としては、2校の専門学校、1つの幼稚園、6つの認定こども園を運営している。 また、学校教育法等、社会福祉士及び介護福祉士法等による申請並びに届出事項については、理事会・評議委員会において決裁を受ける機能は、規程等により明確化されている。 (2) 学校運営のための組織 学校内の組織運営は、教務部及び事務部に分かれ、事務分掌規程に定められた業務について校長を中心に遂行している。 学則運用規程をはじめとする諸規程を整備し、学則を基準とした運営上必要な学内規程を明確化している。		に教職員全体へ掲示している。 3 運営組織 (1) ワタナベ学園規程、ワタナベ学園内規、教職員研究・研修制度及び採用基準は、全教職員が法人本部で管理しているネットワークサーバの学園共有フォルダから閲覧できるシステムが構築されている。学内でも、各規程等をファイリングして常時閲覧できるようにしている。 (2) 学内規程 学則運用規程／学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程／図書室利用規程／入学者選抜合否判定基準規程／個別の入学資格審査規程／授業料等減免制度規程／留年生授業料等規程／教員会規程／文書管理規程／自己評価委員会規程／実務者養成課程に関する規程／教職員研修・研究推進委員会
---	--	---

また、専門学校に義務化された自己評価の実施や職業実践専門課程の申請に必要な各委員会の実施に係る委員会規程について、目的及び委員構成など組織運営に必要な事項について規定し、明確化している。		規程／教育課程編成委員会規程／学校関係者評価委員会規程／教職員会規程 各種委員会 自己評価委員会／学校関係者評価委員会／教育課程編成委員会／教職員研修・研究推進委員会／募集委員会 教務部 教務担当／学生担当／キャリア担当／実習担当 事務部 庶務会計担当／図書担当
4 人事・給与制度 採用については、退職等欠員が生じた場合、また定年退職者の補充等、必要に応じて採用基準の基づき実施している。特に専任教員においては、関係法令に規定される必要教員数及び教員要件の基準を満たす者（介護教員講習修了者）を採用している。 給与支給等については、給与規程に基づき適切に運用している。	4 人事・給与制度 人事考課については、課題となっている。昇任・昇格等に関する規程に定めているが、運用できていない。今後の人事・給与制度の在り方について、議論を重ねているところであるが、実現の可否判断を含め、改善案が着実に推進される環境を整備する必要がある。	4 人事・給与制度 非常勤講師においては、科目を担当するに十分な経験を有する者と雇用契約を締結している。

昇任・昇格については、昇任・昇格等に関する規程に基づき、適切に運用している。 5 意思決定システム 学校法人としての意思決定は、寄付行為に基づき理事会及び評議員会において行っている。 学内においては、入学・休学及び退学、学修の評価及び課程修了の認定並びに賞罰等について、運営上想定される意思決定の権限は、教職員会の議を経て校長が行なっている。 主に月曜日に1週間の予定の確認や連絡事項の伝達により、情報の共有化を図っている。 6 情報システム 各教職員に1台ずつ専用のパソコンを設置して、法人本部が管理しているネットワークサーバ内で学内・教務・事務・募集担当と区分して、業務に関する情報や学生に関する情報を一元管理している。 メンテナンス及びセキュリティは、法人本部の管理者が更新・管理している。バックアップにより前日までのデータを復元できる。	5 意思決定システム 担当分掌で前年度の総括を行い、全教職員から新規企画に関する提案を募るなどの手順を取り入れる。また本学園本部と本校との意思決定手続きを円滑に行う。 6 情報システム 汎用ソフトの利用により、共有ファイルの改善と工夫により、より良いデータ管理の構築を継続していく。	5 意思決定システム 学内規程 学則運用規程／学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程／個別の入学資格審査規程／授業料等減免制度規程／教員会規程／教職員会規程 6 情報システム 学生の成績や住所録等の情報に関しては、事務部で管理しているが、個別相談等で知り得た個人的な情報については、キャビネットでファイル管理して教員間で情報を共有している。
--	---	--

最終更新日付	令和6年6月28日	記載責任者	久田 晴實
--------	-----------	-------	-------

基準 3 教育活動

	中項目	評定	小項目	
3-8	目標の設定	4	3-8-1	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか
		4	3-8-2	学科毎に修業年限の応じた教育到達レベルを明確にしているか
3-9	教育方法・評価等	4	3-9-1	教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか
		4	3-9-2	教育課程について、外部の意見を反映しているか
		3	3-9-3	キャリア教育を実施しているか
		3	3-9-4	授業評価を実施しているか
3-10	成績評価・単位認定等	4	3-10-1	成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか
		4	3-10-2	作品及び技術等の発表における成果を把握しているか
3-11	資格・免許の取得の指導体制	4	3-11-1	目標とする資格・免許は、教育課程上で、明確に位置づけているか
		4	3-11-2	資格・免許取得の指導体制はあるか
3-12	教員・教員組織	4	3-12-1	資格・要件を備えた教員を確保しているか
		3	3-12-2	教員の資質向上への取組を行っているか
		4	3-12-3	教員の組織体制を整備しているか

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
1 目標の設定 （１）理念等に沿った教育課程の編成方針 関係法令を遵守し、養成すべき介護福祉士像を実現するための教育課程（カリキュラム）を編成することが求められている。介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し（平成30年2月15日カリキュラム改正。平成31年度（令和元年度）より4年生大学から段階的に導	1 目標の設定 （１）理念等に沿った教育課程の編成方針 介護を必要とする対象者（利用者）のより良い生き方を支援できる専門性の高い介護福祉士養成に向けた教育が実践できるように、教職員研修の充実を図り、研鑽に努めたい。 介護福祉士国家試験の受験に向けた対策として、教育課程の変更はしていないが、令和5年度は2年生の後	1 目標の設定 （１）平成27年度より、教育課程編成委員会を実施し、学校関係者より広く意見を伺い、社会ニーズを柔軟に反映した教育課程編成を構築している。今後も、委員会での意見や助言から、教育課程の見直しや講師の変更を進めていく。 国家試験の不合格者については、卒業後5年間は期限付きの介護福祉士国家資格が付与され、試

入。本校は令和3年度から導入。）の背景を踏まえて、卒業までに介護を必要とする幅広い対象者（利用者）に対して、より良い介護を提供できる能力を身につけさせ、高い専門性を持つ介護福祉士を養成するために、知識（理論）、実践技術（基礎）、職業人としての感性（倫理感）をバランスよく教授するための教育課程の編成を行っている。特に、個別に支援できる介護福祉士の養成を目指すことから、授業科目「生活支援技術」、「介護過程」の時間数を多くすることにより、技術や知識の習得を図っている。

令和8年度卒業生までは、介護福祉士国家試験の不合格者について、卒業後5年間は期限付きの介護福祉士国家資格が付与される。なお不合格だった者は5年以内に介護福祉士国家試験に合格するか、5年間続けて現場で働くことを条件に一生涯有効な正式の介護福祉士資格として認められ、期限内にいずれかの条件を満たさなかった場合には資格が失われる。

本校でも、介護福祉士国家試験に向けた国試対策講座を実施している。

（P10・P11・P25・P26に同様に記

期に90分授業を36回、1年生の前期に90分授業を2回、後期に90分授業を12回、国家試験対策に充てた。また、学力評価試験（国家試験模擬試験）の結果が合格点に達しなかった学生には、担任が放課後に受験指導を行った。その結果、合格が危ぶまれていた学生も含め全員が合格した。

（P9・P10・P25・P26に同様に記載）

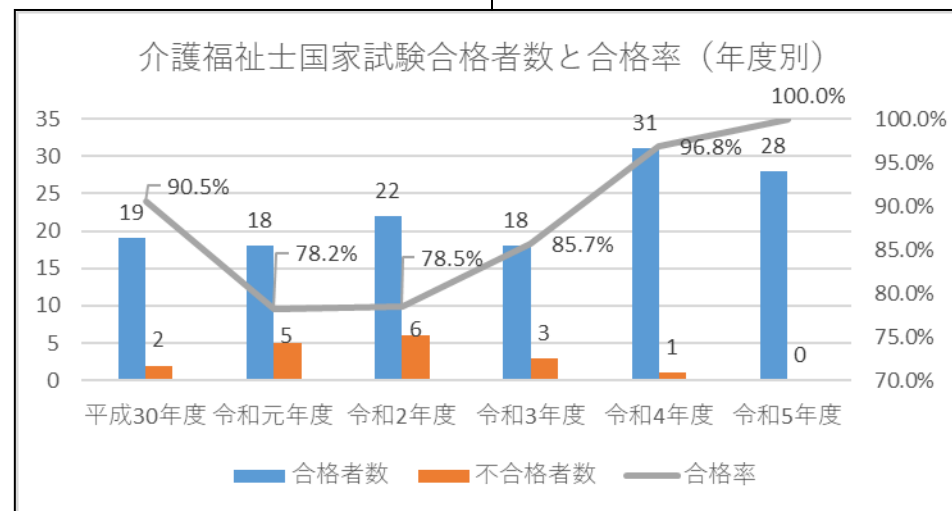
令和5年度の介護福祉士国家試験の合格率は100%（令和4年度は96.8%）だった。次年度も、学生の学習成果を見極めて積極的な対策を講じたい。

国家試験の合格率の推移は以下の表のとおりです。

験に不合格だった者は5年以内に合格するか、5年間続けて現場で働くことを条件に一生涯有効な正式の介護福祉士資格として認められる経過措置が設けられた。期限内にいずれかの条件を満たさなかった場合には資格が失われる。

なお、本経過措置については、令和4年度卒業生をもって終了することとしていたが、国会審議を経て令和8年度卒業生まで延長されることとなった。

（P10・P11・P25・P26に同様に記載）



載)	6回目の受験となった留学生の国家試験については、1名が受験し1名が合格した。また、過年度卒業の不合格者は4名が受験し4名全員が不合格であった。																													
	介護福祉士国家試験合格率（留学生） <table><thead><tr><th>年度</th><th>合格者数</th><th>不合格者数</th><th>合格率</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成30年度</td><td>2</td><td>2</td><td>50.0%</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>0</td><td>3</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>3</td><td>2</td><td>60.0%</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>2</td><td>3</td><td>40.0%</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>4</td><td>0</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1</td><td>0</td><td>100.0%</td></tr></tbody></table>	年度	合格者数	不合格者数	合格率	平成30年度	2	2	50.0%	令和元年度	0	3	0.0%	令和2年度	3	2	60.0%	令和3年度	2	3	40.0%	令和4年度	4	0	100.0%	令和5年度	1	0	100.0%	
年度	合格者数	不合格者数	合格率																											
平成30年度	2	2	50.0%																											
令和元年度	0	3	0.0%																											
令和2年度	3	2	60.0%																											
令和3年度	2	3	40.0%																											
令和4年度	4	0	100.0%																											
令和5年度	1	0	100.0%																											
（2）教育達成レベルの明確化 関係法令で定められている教育内容及び時間数の遵守はもちろん、平成30年2月15日に改正（本校は令和3年度より導入）された教育内容を踏まえた授業概要を作成し、実施することが重要である。2年間で修学する知識と技術は、資格取得時の介護福祉士としてレベルに達するものである。 本校では、介護福祉士養成課程における教育	（2）教育達成レベルの明確化 すべての科目において、本校の教育理念や社会ニーズを担当講師が充分理解・把握した上で授業のテーマや内容を策定している。 その確認については、授業科目を担当する各講師に、学校が目指す教育目標の共通認識の下、授業テーマや内容の更新・工夫を求めることが重要であり、教育の方向性や共通認識を持つために講師会等で意見交換の機会を設けるよう努める。	（2）シラバスの作成について 令和3年度から新カリキュラムでシラバスを作成している。評価内容・評価方法をさらに明確化し、国家試験合格への目標等も記載し、より学習内容の見えるものとなるよう作成した。																												

内容等の見直しについて（平成30年2月15日カリキュラム改正。平成31年度（令和元年度）より4年生大学から段階的に導入。本校は令和3年度から導入。）資料「新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容」を基に、授業概要を作成している中で、社会で求められる介護福祉士の養成を実現するために必要な各科目の開講年度、時間数、到達目標を設定している。 2 教育方法・評価等 （1）教育目的に沿った教育課程 介護福祉士の養成施設として、関係法令で定める領域、教育内容及び時間数を遵守し、本校の特色を生かし、社会ニーズに合わせた教育課程を策定している。 教育課程で定める授業総時間は2024時間、授業は1日3コマ（9時00分～14時30分）とし、放課後の豊富な時間での課外授業や国家試験対策講座などの取り組みは、本校の特色の一つともいえる。また、令和3年度入学生から新教育課程を実施している。	教育到達レベルについては、個人差（学生の最終学歴や経験値）があるため、経験値の高い学生はさらに高度な学習を目指せるような教育環境の整備（例えば介護研究会の設置）、学力不足の学生については、個別指導や補習時間の確保などにより、教育到達レベルの向上を図る。 2 教育方法・評価等 （1）教育目的に沿った教育課程 教育課程編成委員会の活用により、社会の要請と監督官庁の定めた基準を充分研究した上で教育課程の編成に取り組むとともに、今後は、国家試験対策を踏まえた授業内容及び時間数の見直しが必要となるか見極めが必要となる。 また、他校との差別化を図りながら、介護福祉士養成を基盤とした教育水準、実践技術の水準に合わせた教育システムの構築を図る。	（1）HAL®の体験学習 平成30年度よりロボットスーツHAL®（腰タイプ）介護支援用を導入したが、令和4年度のレンタル期間を終了しHAL®の常備を終了した。令和4年度からは全自動の介護ベッドの貸し出しを受け、これからも最新の介護機器等のイノベーションに注目して授業で活用していく。
--	--	---

(2) 外部の意見の反映 令和5年度の教育課程編成委員会は、1回目を7月14日に開催し、2回目を12月13日に開催した。令和3年度から実施している新教育課程について、授業内容や学校としての取り組みを委員会に報告し意見を得た。 その他、非常勤講師との意見交換の場として講師会を実施している。 (3) キャリア教育の実施 職業実践専門課程の認定校である本校の教育課程では、講義・演習からなる授業科目の開講と、介護実習の実施すべてがキャリア教育であると言える。 特に介護実習は、2年間で456時間を費やし日常の授業で身に付けた知識や技術を介護現場で試すことができる重要な科目であるため、実習前の準備や実習後の振り返りには十分な時間をかけて教育している。	(2) 外部の意見の反映 外部委員から多様な意見や課題を聞き出すためには、教育課程の十分な理解が必要である。各年度において表や図を用いながら、教育課程のさらなる理解と外部委員からの意見をまとめていきたい。 非常勤講師との意見交換が期待される講師会を年度当初に1回実施し、少しずつ機能してきている。しかし、非常勤講師からの意見をより求めるなら、授業科目間の関連や役割を明確に説明し、年に数回の開催も検討していきたい。 (3) キャリア教育の実施 介護実習の配属には、単に現住所からの利便性だけでなく、学生毎の意欲や性格を把握して充分配慮する必要がある。学生には、実習を受けさせていただいているという謙虚な姿勢を常に持つよう指導していく。 また、介護施設の受入れ体制や指導者の能力にも注目して、継続して学生を配属してよい施設なのか判断していく。 今後は、一般常識や礼儀作法を学ぶ就職活動セミナーなど、今までにない活動の導入を検討し、キャリア支援の在り方を検討する。	(2) 参考資料 教育課程編成委員会報告書／教育課程編成委員会報告で示された意見・課題への取組み・改善の進め方 (3) キャリア教育の実施 令和5年度も前年度に引き続き未実施。 なお、2年生の「チームマネジメント」では、外部講師の介護老人福祉施設職員（介護福祉士）から「キャリアに応じて求められる実践力」と外部講師のキャリアコンサルタントから「介護福祉士としてのキャリア形成」について講義を受けた。（令和5年12月5日、12月12日実施）
---	---	--

(4) 授業評価の実施 授業評価は、前期・後期修了後の科目について、事務部主導により授業評価アンケートを実施している。これは、アンケート用紙が直接教員に渡ること、学生が不利にならないこと、正直な回答を得るための配慮としている。年度当初には、各講師に授業評価アンケートの実施時期、目的及び内容を周知している。評価項目は、授業資料の内容や身だしなみなど基本事項を設定している。 アンケート結果は事務部により集計して、校長から当該教員に対して報告・指導を行っている。 各教員は、集計結果に対して授業展開を改善しより良い授業にできるよう努めている。非常勤講師に対しても、アンケート結果を提供している。	(4) 授業評価の実施 授業評価について、扱い方に配慮しつつ、活用方法について検討していく。 アンケート結果では、一項目ごとにしっかり評価する学生もいれば、そうでない学生も多くいる。アンケートの実施時期や評価項目の見直しを検討する必要がある。	(4) 授業評価アンケートは、平成25年後期から実施しているが、アンケートの実施時期や評価項目は継続されている。教職員会や学校関係者評価員会での意見を反映し、評価項目の検討も必要となる。 評価項目 1 黒板の文字や図表の見やすさ 2 教員（講師）の声量や速度 3 授業開始、終了時間の厳守 4 授業開始、終了時の挨拶 5 学生に対する接し方 6 教員（講師）の服装、身だしなみ 7 出席のとり方、遅刻・早退の扱い 8 私語や居眠りへの注意 9 半期ごとの授業内容の説明 10 9 を踏まえた授業内容 11 教材の分かりやすさ 12 理解度把握のための小テスト等の実施 13 定期試験の評価基準の説明 14 授業内容を理解できたか 15 全体の満足度
--	--	--

3 成績評価・既履修科目の認定 (1) 成績評価・修了認定基準 成績評価の基準は、「学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で規定し、学生への周知は、ハンドブックに記載するとともに、オリエンテーションと定期試験前に明示している。1年次を前期(4月～9月)後期(10月～3月)に分け、それぞれ学期末に定期試験を行い、履修判定を行う。 各科目の評価方法は、授業区分(講義・演習・実習)により異なるが、定期試験、小テスト、レポート、発表、作品・課題、授業態度・参加度の評価など、学則の定めをもとに行っている。 学生への各評価項目の扱い等、評価方法の周知は、1回目の授業の中で行っている。 各学年において学則で規定された科目の履修が認められなかった場合は、現学年に留まり次年度に未履修科目を再履修しなければならない。 進級及び修了の認定基準も、「学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で規定し、学生への周知は、ハンドブックに記載	3 成績評価・既履修科目の認定 (1) 成績評価・修了認定基準 生活支援技術、学生の技術能力が問われる科目は、筆記試験だけで評価できない。科目ごとの試験問題内容に差があるため評価の妥当性、公平性の周知と理解が必要である。	3 成績評価・既履修科目の認定 (1) 参考資料 学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程／ハンドブック 既履修科目の認定について 他の介護福祉士養成施設において履修した授業科目を本校の授業科目の履修とみなすことができる。学則の既履修科目の認定について規定された条文に従い対応する体制はあるが、現在のところ対象となる学生はいない。 成績評価は5段階として、S(90点以上)、A(80点～89点)、B(70点～79点)、C(60点～69点)、D(59点以下)とし、C以上を合格、Dは不合格とする。不合格の場合は、再試験を受験する。 学則に定める授業科目は、すべて卒業に必要な科目であり、未履修科目があった場合は卒業できない旨を学生に通知する。
---	--	---

するとともに、オリエンテーションで周知している。進級認定は、1年次後期の介護実習Ⅰ－②終了後に実施する進級判定会議の議を経て、校長が認定する。修了判定は、2年次の後期定期試験終了後に実施する修了判定会議の議を経て、校長が認定する。 (2) 卒業研究発表会 養成課程2年間の総仕上げとして、卒業研究を行う。卒業研究とは、介護実習Ⅱで実施した個別援助計画を介護事例研究としてまとめることにより、学生自ら体験した介護実践を振り返り、考察する能力を養うものである。2年生が卒業を間近に控えた2月中旬に実施している。 研究内容は、卒業研究論文集として製本して在校生に配布するとともに学校保管している。 (3) 学力評価試験の実施 毎年1月末に行われる介護福祉士国家試験のおよそ2か月前に日本介護福祉士養成施設協会が行う「学力評価試験」を実施している。		(2) 卒業研究発表会 例年、介護実習施設や非常勤講師等を招待して2年間の学習成果を発表する機会となる。また、1年生には次年度の自分の姿をイメージさせるために出席させている（令和5年度も前年度に引き続き学生と教職員のみで実施した）。 (3) 学力評価試験 学力評価試験は国家試験の模擬試験でもある。合格基準に達しない学生には、担任が面談をして合格のための受験勉強方法を指導した。 合格基準に達している学生は、試験結果を分析
--	--	--

4 資格・免許の取得と指導体制 (1) 目標とする資格・免許 平成28年度卒業生までは卒業と同時に介護福祉士国家資格が付与されたが、平成29年度卒業生から在学中の国家試験の受験が義務付けられた為、令和5年度については、2年生の後期に90分授業を36回、1年生の前期に90分授業を2回、後期に90分授業を12回、国家試験対策の授業として時間割の中に設けた。また、学力評価試験（国家試験模擬試験）の結果が合格点に達しなかった学生には、担任が放課後に受験指導を行った。その結果、合格が危ぶまれていた学生も含め全員が合格した。 (P9・P10・P11・P17・P18・P19に同様に記載) 令和元年度より導入した、アクティビティ・ワーカー資格は、オリエンテーションや「生活支援技術Ⅳ（アクティビティ・サービス）」の授業の中で資格の内容や意義について説明して資格の取得を推進している。	4 資格・免許の取得と指導体制 (1) 目標とする資格・免許 学習効果などを見極めて、通年の科目として時間割に加えるか、教育課程を変更するなど、対応は今後の課題としていく。 アクティビティ・ワーカー資格の取得希望者がより増えるよう、資格の内容や意義についての説明をより丁寧を実施することを目指す。	して、苦手科目の得点向上に取り組んだ。 4 資格・免許の取得と指導体制 (1) 国家試験の不合格者については、卒業後5年間は期限付きの介護福祉士国家資格が付与され、試験に不合格だった者は5年以内に合格するか、5年間続けて現場で働くことを条件に生涯有効な正式の介護福祉士資格として認められる経過措置が設けられた。期限内にいずれかの条件を満たさなかった場合には資格が失われる。 なお、本経過措置については、令和4年度卒業生をもって終了することとしていたが、国会審議を経て令和8年度卒業生まで延長されることとなった。 (P10・P11・P17・P18に同様に記載) 令和5年度卒業生のアクティビティ・ワーカー資格の取得者は4名であった（令和4年度は5名）。
---	---	--

(2) 指導体制 令和8年度卒業生までは、介護福祉士国家試験の不合格者について、卒業後5年間は期限付きの介護福祉士国家資格が付与される。なお不合格だった者は5年以内に介護福祉士国家試験に合格するか、5年間続けて現場で働くことを条件に一生涯有効な正式の介護福祉士資格として認められ、期限内にいずれかの条件を満たさなかった場合には資格が失われる。 (P10・P11・P17・P18に同様に記載) 学生全員が介護福祉士国家試験に合格して資格が取得できるよう、2年次進級時に全員に指導している。 5 教員・教員組織 (1) 教員の確保 専修学校と介護福祉士養成施設に係る関係法令に規定された教員数及び資格要件の基準を満たす者(特に介護教員講習修了者)を専任教員として採用している。いずれも過去におい	(2) 指導体制 学生全員が介護福祉士国家試験に合格できるよう、クラスの雰囲気づくりと学級運営に努める。 5 教員・教員組織 (1) 教員の確保 資格を有する教員の確保は他校でも苦勞するところであるため、世代交代に備えて人材確保のネットワークの構築が必要となる。 非常勤講師の新規採用や担当科目の変更など、有効	(2) 国家試験対策 2年生の後期に90分授業を36回、1年生の前期に90分授業を2回、後期に90分授業を12回、国家試験対策に充てた。 また、学力評価試験(国家試験模擬試験)の結果が合格点に達しなかった学生には、担任が放課後に受験指導を行った。その結果、合格が危ぶまれていた学生も含め全員が合格した。 なお、留学生には日本語教育(90分)の中でルビ付問題を使い、問題文の意味が理解できるよう指導した(令和5年度は留学生1名が受験し1名が合格した)。令和6年度は4名の留学生が入学した。 5 教員・教員組織 (1) 4つに区分される学習領域「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」にそれぞれ教員の資格要件が規定されているので、資格要件を満たした教員の配置をする。 非常勤講師の採用は、教授する科目について相
---	--	---

て介護施設等での豊富な勤務経験を有する人材である。 専任教員の採用にあたり、面接及び書類の提出窓口は学園本部の人事担当が行う。 (2) 教員の資質向上への取り組み 社会の変化や要求に応えられる介護福祉士を養成する上で、教員自身の知識・技術・指導力の向上は必要不可欠であり、教職員には計画的に研修等を受講できるよう取り組んでいる。	な学習成果に向けた見直しをすすめていく。 (2) 教員の資質向上への取り組み 教員研修への積極的な参加を推奨するとともに、教職員研修・研究推進委員会の活用により、専門性を深め教員の資質向上となる研修内容の検討・実施が必要である。 事務職員に対しても、能力開発のための自己研鑽は必須であり、学生の専門職業人としての人間形成や専門教育につながる積極的な研修への参加を推奨している。	当の学識経験を有する者または実践的な能力を有する者を採用している。 (2) 教員の資質向上への取り組み 研修会実績 テーマ「第13回オールケアジャパンコンテスト(AJCC)」 主催：第13回オールケアジャパンコンテスト実行委員会 開催日と内容： ○令和5年10月15日(日) 7分野「認知症」「看取り」「食事」「入浴」「排泄」「口腔ケア」「外国人介護士」についての実技課題に努めた。また特別講演「ICT、介護ロボットの課題と展望」を拝聴した。 テーマ「教員・教育担当者養成課程 介護コース 実践報告会」 主催：神奈川県立保健福祉大学実践教育センター 開催日と内容：
--	--	---

(3) 教員の組織体制 教員組織の業務分担は、学園規程「事務分掌規程」において明確に定めている。学内ではこの規程に基づき業務分担及び責任体制を明確にし、運営している。事務部も同様である。 教務部は、教務担当、学生担当、キャリア担当、実習担当に区分される。事務部は、庶務会計担当、図書担当に区分される。その他各委員会を設置して学校運営を行っている。 学生募集は、教務部・事務部にとらわれず学校全体の課題として取り組んでいる。	(3) 教員の組織体制 授業担当の業務に加えて生活指導、就職指導、国家試験対策及び各種講習会の実施などの業務を教務部全体で補い、学校運営をしていくためには、事務部との連携や教員一人ひとりの指導力向上が求められる。	○令和6年3月21日(木) 卒業生からの実践報告と意見交換、また令和5年度課程説明会録画視聴と意見交換。 (3) 教員の組織体制 教務部 4名(校長を含む) 事務部 4名(図書担当含む) 学校の委員会組織として、自己評価委員会／学校関係者評価委員会／教育課程編成委員会／教職員研修・研究推進委員会／募集委員会 を組織して、教務部・事務部の事務分掌とは別に運営を行っている。
---	--	--

最終更新日付	令和6年6月28日	記載責任者	池上 千恵美
--------	-----------	-------	--------

基準 4 学修成果

	中項目	評価	小項目	
4-13	就職率	3	4-13-1	就職率の向上が図られているか
4-14	資格・免許の取得率	4	4-14-1	資格・免許取得率の向上が図られているか
4-15	卒業生の社会的評価	3	4-15-1	卒業生の社会的評価を把握しているか

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）																
1 就職率 介護福祉士を養成する専門学校として、進学希望者の学生を除く介護分野への就職率は100%を目標に就職支援を行っている。特に2年次10月以降は、未内定者に対して担任教員及びキャリアコンサル担当による3者面談を実施している。卒業までに内定が確認できるまで繰り返し行っている。随時面談を実施していかで、全学生の進路希望状況は把握できている。 実際の求人件数は、令和5年度は300社1,500人（令和4年度も同程度）。令和5年度卒業生の就職率は92.8%だった。学生には、いつでも求人票を閲覧できるよう開示するとともに、求人データの管理をしている。 7月に学校主催の合同就職説明会を開催した	1 就職率 2年生になってからは、授業や個別面談を通して常に就職を意識させている結果、高い就職率を確保している。毎年6月頃に実施している合同就職説明会の実施を継続することで、早い時期から就職活動を促し、就職率100%をめざす。 合同就職説明会の参加施設の選定は、今までの実績や実習生の受入れ体制などを考慮して、優良な施設に絞り案内をすすめる。	1 就職率 令和5年度の就職実績（卒業生28名） <table><tr><td>介護老人福祉施設</td><td>11名</td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td><td>8名</td></tr><tr><td>グループホーム</td><td>1名</td></tr><tr><td>障害者支援施設・就労支援事業所</td><td>1名</td></tr><tr><td>デイサービス・訪問介護</td><td>3名</td></tr><tr><td>有料老人ホーム・福祉関連企業</td><td>1名</td></tr><tr><td>病院</td><td>1名</td></tr><tr><td>その他（未就職）</td><td>2名</td></tr></table> 委託訓練生では、卒業した年の4月から9月まで毎月就職状況の報告が義務づけられている。事務部が取りまとめ、埼玉県職業能力開発センターに報告する。	介護老人福祉施設	11名	介護老人保健施設	8名	グループホーム	1名	障害者支援施設・就労支援事業所	1名	デイサービス・訪問介護	3名	有料老人ホーム・福祉関連企業	1名	病院	1名	その他（未就職）	2名
介護老人福祉施設	11名																	
介護老人保健施設	8名																	
グループホーム	1名																	
障害者支援施設・就労支援事業所	1名																	
デイサービス・訪問介護	3名																	
有料老人ホーム・福祉関連企業	1名																	
病院	1名																	
その他（未就職）	2名																	

(7法人8施設)。 2 資格・免許の取得率 平成29年度卒業生から、卒業時に介護福祉士国家試験の受験が義務化された。また、令和2年度介護福祉士国家試験受験者から養成校ごとの合格率が厚生労働省のホームページ上で公表されることとなり、より学校が評価されることとなった。 3 卒業生の社会的評価 平成21年度入学生（1期生）から令和4年度入学生（14期生）まで卒業した学生は、全部で324名である。	2 資格・免許の取得率 高い合格率を確保するため、国家試験対策に注力していく。 3 卒業生の社会的評価 介護福祉科卒業生による同窓会組織の設立により、卒業生同士の情報交換や卒業生のキャリア支援と共に、在校生との親睦につなげたい。	合同就職説明会開催実績 令和5年7月3日（月） 2 資格・免許の取得率 令和5年度卒業生の介護福祉士国家試験の合格率は100%であった（令和4年度は96.8%）。ただし、令和8年度卒業生までの是正措置として、介護福祉士国家試験に不合格だった者についても、卒業後5年間は期限付きの介護福祉士国家資格が付与される。なお、試験に不合格だった者は5年以内に介護福祉士国家試験に合格するか、5年間続けて現場で働くことを条件に一生涯有効な正式の介護福祉士資格として認められ、期限内にいずれかの条件を満たさなかった場合には資格が失われる。 また、令和5年度卒業生のアクティビティ・ワーカー資格の取得者は4名であった（令和4年度5名）。 3 卒業生の社会的評価 同窓会組織がない現状での対策として、卒業後の動向調査を行うシステムを検討する。
---	--	--

卒業時には就職及び進学先を把握しているが、その後の動向について調査する体制は確立していない。実習施設に就職した場合は、巡回指導時に情報交換の中で把握することができる。今後は卒後研修などを実施するなど、卒業生の動向調査の工夫をしたい。	卒業生のキャリア支援のためにも、卒業生の役職や勤務状況を把握して、充実した卒後研修の実施や本校の教育活動の改善にも役立てたい。	
--	---	--

最終更新日付	令和6年6月28日	記載責任者	池上 千恵美
--------	-----------	-------	--------

基準 5 学生支援

	中項目	評価	小項目	
5-16	就職等進路	4	5-16-1	就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか
5-17	中途退学への対応	3	5-17-1	退学率の低減が図られているか
5-18	学生相談	4	5-18-1	学生相談に関する体制を整備しているか
		4	5-18-2	留学生に対する相談体制を整備しているか
5-19	学生生活	4	5-19-1	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか
		4	5-19-2	学生の健康管理を行う体制を整備しているか
		※ 3	5-19-3	学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか
		3	5-19-4	課外活動に対する支援体制を整備しているか
5-20	保護者との連携	4	5-20-1	保護者との連携体制を構築しているか
5-21	卒業生・社会人	3	5-21-1	卒業生への支援体制を整備しているか
		3	5-21-2	産学連携による卒後の再教育プログラムの開発、実施に取り組んでいるか
		4	5-21-3	社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
1 就職等進路 学生が希望する進路を教務部で共通認識として把握するため、面談を繰り返す指導を実施している。 また、就職試験の指導として、学生全体に向けたセミナーは開催していないが、専任教員による学生のレベルに合わせた個別対応を行っている。 ①希望に沿った施設選び ②模擬面接（必要に応じた）	1 就職等進路 面接時の身だしなみについて、外部講師の指導を実施したい。	1 就職等進路 進路決定を意識付けするための指導や説明会の実施時期 1 年次 ①入学後のオリエンテーション ②4 月～5 月 個人面談 ③1 0 月 後期授業開始後 ④3 月 介護実習終了後 2 年次

③履歴書の書き方指導（必要に応じた）を実施している。 進学希望者には、本人の希望を尊重し受験勉強指導を通じて合格を目指している。過去、進学を希望する学生はすべて合格している。 就職内定者は、本人の承諾を得て、氏名と運営法人等を学内の掲示板で開示している。就職未内定者や1年生に対して良い影響をもたらすことを期待する。 2 中途退学への対応 学生が何を求めて本校を選び入学したのか、個々に対応し、状況を把握する体制を構築することで、退学率低減対策につながる。 私学経営の観点においても、また地域の信頼、出身高校における信頼を高める上でも、これからも退学者を出さないよう指導に全力であたる。 なお、令和5年度の退学者は3名であった。主な退学理由は学校生活への不適応と進路変更である。 問題（学業不振、金銭及び健康）を抱える学生への指導は、休み時間、放課後等を利用して主に担任教員が行い記録を取る。また退学の意思表示をした学生に対して、①保護者との三者面談を行い、修業	2 中途退学への対応 学業の問題の場合は、成績不振を解消する方策を話し合い、将来を考えて自分が努力する姿勢を養うよう指導して行く。 金銭の問題の場合は、利用可能な奨学金や社会的扶助制度等の活用を勧めるが、家庭事情を考慮して、時間をかけた指導を行う。 健康の問題により退学する学生の場合は、予測ができず早期対応が難しいが、学生一人ひとりの健康状態をきめ細かく観察し、必要により面談を繰り返し対応する。	①進級時のオリエンテーション ②4月～5月 個人面談 ③7月 合同就職説明会 ④7月 介護実習開始前 ⑤10月～11月 就職未内定者個別指導 ⑥11月～3月 就職未内定者、進路未定者の個別指導 2 中途退学への対応 令和5年度の退学者は3名。 1年生 2名 2年生 1名
--	--	--

の継続に向けた解決策を話し合う。②面談内容は、随時校長及び教務主任に報告し共通認識とする。成績不振の場合は、個々に合わせた学習方法を指導している。 中途退学者防止のため、当該学生の早期発見・早期指導、学習面や心理面、経済面での支援にも努める必要がある。 3 学生相談 (1) 体制の整備 充実した学校生活を送るうえで必要なのは、悩みを打ち明けられる学生対応の体制の整備である。学生相談の窓口を明確にして対応するなかで、教務部で解決できない問題があれば、校長自ら対応するなど、卒業までのサポート体制を整備している。 相談内容は、指定されたファイルに記録し、キャンベネットで保管している。相談の内容により教員会に諮り、必要に応じた対応策を講じることになる。 (2) 留学生の受入れ 介護福祉士国家資格を取得した外国人が継続的に就労できるよう在留資格に「介護」を設ける入管法改正により、本校でも留学生を平成29年度に4	3 学生相談 (1) 体制の整備 専任のカウンセラーの配置は行っていないため、検討する。 (2) 留学生の受入れ 外国人留学生の受入れを継続するための支援方策 ①日本語教育の支援 ②専門分野教育の支援	3 学生相談 (1) 体制の整備 担任と教務主任が中心となって対応している。健康状態の相談については、医療機関の受診を勧めている。学生の心身状況については、定例の教職員会議内で各担任から報告を受け、教職員内で情報共有している。 (2) 留学生の受入れ (注1) 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて(通知)」
---	--	--

名（ベトナムと台湾）、平成30年度に3名（ベトナムとインドネシア）、令和元年度に5名（ベトナム、インドネシア、ミャンマー、中国）、令和2年度に5名（ベトナム、ミャンマー、フィリピン）、令和3年度に4名（ベトナム、ミャンマー）、令和4年度に1名（ミャンマー）を受け入れた。令和5年度は0名であったが、令和6年度に4名（ベトナム、ミャンマー、香港）を受け入れた。（注1） 入学選考では日本語能力を確認し、授業や国家試験にも対応できると判断した受験者のみ受け入れている。 現在在籍している留学生の学習指導や生活指導の成果等が、次年度以降の外国人留学生の受入れの判断基準となる。	③日本語学校等の講師による定期的な相談窓口など 本校の留学生の入学状況は以下の表のとおりです。 <table><tr><td></td><td>ベトナム</td><td>インドネシア</td><td>ミャンマー</td><td>中国</td><td>フィリピン</td><td>台湾</td><td>香港</td><td>合計</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>2（1）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2（1）</td><td>0</td><td>4（2）</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1（1）</td><td>1（1）</td><td>2（1）</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>5（3）</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>2（1）</td><td>0</td><td>2（1）</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>5（2）</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>3（3）</td><td>0</td><td>1（1）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4（4）</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>0</td><td>0</td><td>1（1）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1（1）</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td></tr></table> 平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度の（ ）は国家試験合格者数		ベトナム	インドネシア	ミャンマー	中国	フィリピン	台湾	香港	合計	平成29年度	2（1）	0	0	0	0	2（1）	0	4（2）	平成30年度	2	1	0	0	0	0	0	3	令和元年度	1（1）	1（1）	2（1）	1	0	0	0	5（3）	令和2年度	2（1）	0	2（1）	0	1	0	0	5（2）	令和3年度	3（3）	0	1（1）	0	0	0	0	4（4）	令和4年度	0	0	1（1）	0	0	0	0	1（1）	令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	令和6年度	1	0	2	0	0	0	1	4	（平成2年6月29日付け文学留第168号）記4（3）の規定により、設置する全ての学科の入学定員を合算した数（以下「総入学定員数」という。）の2分の1までにとどめることとしてきたが、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあっては、平成23年度以降に入学予定の留学生について、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の2分の1をこえて受け入れることを可能とすること。なお、入学者募集要項等において、留学生の受入予定数をあらかじめ示すことが望ましいこととされた。 （人）
	ベトナム	インドネシア	ミャンマー	中国	フィリピン	台湾	香港	合計																																																																											
平成29年度	2（1）	0	0	0	0	2（1）	0	4（2）																																																																											
平成30年度	2	1	0	0	0	0	0	3																																																																											
令和元年度	1（1）	1（1）	2（1）	1	0	0	0	5（3）																																																																											
令和2年度	2（1）	0	2（1）	0	1	0	0	5（2）																																																																											
令和3年度	3（3）	0	1（1）	0	0	0	0	4（4）																																																																											
令和4年度	0	0	1（1）	0	0	0	0	1（1）																																																																											
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																											
令和6年度	1	0	2	0	0	0	1	4																																																																											

4 学生生活 (1) 経済的側面に対する支援体制 入学後は、授業料等の納付に係る分納及び延納について、学内規程により定めて柔軟に対応している。現在、学生に紹介している公的学費支援制度は、日本学生支援機構奨学金、教育訓練給付制度、ニッセイ聖隷健康福祉財団奨学金制度、埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度がある。 埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度の活用は、経済的理由により介護分野に就職する高校性に向けた学生募集に有効活用していく。 また、現在まで前例はないが、授業料等減免制度規程により、特例の手続きとして大規模災害発生時及び家計急変時等に対応できる支援体制を整備している。情報は、学校案内やホームページで公開している。 授業料等減免制度に「減免の取消し」が定められている。成績不振や成績不振による休学者は、減免を取り消されることがあるため、対象者に対して説明している。 令和元年度より大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援新制度の対象校として認定された。対象校となるためには、	4 学生生活 (1) 経済的側面に対する支援体制 4月から5月にかけて、各種奨学金制度及び修学資金貸付制度の申込時期になるが、申請漏れのないように申請窓口や受付期間を案内している。 埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度の利用を希望する入学者には、審査があり必ず貸与できる制度ではないことを説明して理解を求めている。	4 学生生活 (1) 埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度 ①対象者：埼玉県内の介護福祉士養成施設に入学して、卒業後埼玉県内の福祉施設等において介護福祉士として介護業務に従事しようとする者 ②貸付限度額：月額5万円／入学準備金20万円（本校の場合最大15万円）／就職準備金20万円 国家試験対策費用8万円 合計168万円（本校の場合最大163万円） ③返還について：介護福祉士養成施設を卒業後、直ちに埼玉県内の福祉施設等において介護業務に従事すると、修学資金の返還の猶予を受けることができる。また、猶予を受け引き続き5年間継続して同業務に従事すると、返還の免除を受けることができる。 令和5年度実績 ①授業料等減免制度利用者31名（1年生22名、2年生9名） ②高等教育の修学支援新制度利用者7名（1年生4名、2年生3名） ③埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度利用者2
--	--	---

①健全な経営状況であること ②実務経験のある教員が多く配置されていること ③学生募集状況が順調であること など高い基準が設定され、毎年審査される。 令和5年度は、1年生4名、2年生3名の学生が、本修学支援制度を利用している。 (P8に同様に記載) (2) 健康管理 毎年度4月に学校保健計画を策定して、年間における学生の健康管理体制を明確化している。 また、学校環境衛生検査を一年度2回実施するとともに、日常の環境衛生保持のために日常環境衛生点検表に基づき毎日点検を行っている。 5月には全学生が健康診断を受診している。検査結果は一覧表で学校が保管し本人に通知するとともに、看護師資格を有する教員がすべて確認して、再健診が必要と思われる学生には個別対応している。介護実習前には腸内細菌検査を実施して、実習施設に検査結果を報告するとともに、本人に通知している。再検査が必要と思われる学生には個別対応している。 学内には、体調不良の学生が静養できる保健室を	(2) 健康管理 保健室は有している。専門職員は配置できていないが、看護師資格を有する教員が兼務する体制を継続していく。 心身の健康相談に対応する専門職員は配置できていない。現状では、担任教員が学生の生活態度に変化がないか注意を払い、個別相談で対応する体制を継続していく。 感染症予防対策 1年生は「医療的ケア」の授業で手洗い・うがいの指導をした。登校時の手洗い・うがいは習慣化している。しかし、昼休みなど外出後の手洗いをしない学生が見受けられるため、丁寧な指導が必要である。	5名(1年生16名、2年生9名) なお、本貸付制度については、過去9年間利用を希望したものの審査により制度を利用できなかった学生はいない。 (2) 健康管理 校医：吉川中央総合病院院長 長澤重直 学校保健計画及び学校安全計画は、学校が策定した立案について確認を依頼して確定している。 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症は、感染症法5類に位置づけられたが、感染予防のため、手洗い・うがい、手指アルコール消毒、マスク着用(任意)、毎日の検温などは実行させている。学内での感染者はいない。 1年生は「医療的ケア」の授業で「手洗いチェッカー」を使い、自分の手洗いを確認した。 学校環境衛生検査は、学校教育法に基づき、平成25年度後期より教室環境の検査を定期的に実施している。
---	---	---

設置している。その際は教員や事務職員が学生の経過観察をしている。 吉川中央総合病院に、学校医として委嘱している。特に急病や大けがをした場合は、連絡の上病院まで搬送することがある。 感染症予防対策を実施している。 1 ①手洗い ②うがい ③手指アルコール消毒 ④マスク着用（任意） ⑤授業終了時に机・椅子の消毒 ⑥教室の換気（窓・ドア） ⑦教室にサーキュレーター設置 ⑧毎日の検温 （３）生活環境の支援体制 学生寮は設置していない。入学前の住所の殆どが埼玉県、千葉県及び東京都であり通学圏内のため、学生寮やアパート等の斡旋を必要としない。 また、遠方より資料請求があった場合は、不動産業者の案内を同封の上、情報提供している。 （４）課外活動に対する支援体制 ボランティアで地域の活動に参加することは、多職種協働の理解に役立ち、チームの一員としての役割などを体験できる場として推奨している。 実習施設等で募集されるボランティアの参加を	また、介護実習の実習先では、新型コロナウイルスワクチン予防接種済みを実習受け入れ要件としている施設があるため、予防接種可能学生には、安全と安心を得るために接種を勧める。 （４）課外活動に対する支援体制 少しずつではあるが、吉川市の活動に参加する機会を増やしてきた。今後も吉川市の活動に積極的に参加して課外活動として定着させながら、学生の地域交流を支援していく。	検査内容は、①照度／②まぶしさ／③騒音レベル／④揮発性有機化合物／⑤空気環境／⑥ダニまたはダニアレルゲン／⑦水質検査（①～③・⑤は年２回、④・⑥は年１回、⑦は年１回） 日常環境衛生点検項目 教室の環境 換気、温度、明るさ・まぶしさ、騒音 飲料水等の水質及び施設・設備 学校の清潔及びネズミ・衛生害虫等 （４）地域交流の実績（令和５年度） 吉川クリーン作戦（昨年度に引き続き中止） 吉川市民まつり（昨年度に引き続き中止）
---	---	--

はじめ、吉川市民まつり等への参加も地域交流の一環として積極的な参加を呼び掛けている。 5 保護者との連携 令和5年度在校生の平均年齢は29.8歳（令和4年度31.9歳）で、高等学校新卒者数は34名であった。保護者会は開催できていないが、高等学校新卒者の割合が全体の36%だった令和4年度と比べて、令和5年度の高等学校新卒者の割合は全体の54.8%と増加した。個別な問題を抱えている学生もあり、随時適切に面談を行っている。保護者に連絡を取り希望日を設定の上、3者面談を実施する。成績不良、欠席過多及び問題行動など経過報告をまとめ、詳細を保護者に伝えられるよう徹底している。保護者には、現状説明と改善方策を明確に伝えて、連携協力を得るよう努力している。 郵便通知の場合は、配達記録郵便を利用して、連絡漏れやトラブルのないように配慮している。特に通信記録は、詳細に記録する。 6 卒業生・社会人 (1) 卒業生への支援 介護現場で働く卒業生が求めている情報やスキ	5 保護者との連携 保護者との連携は、学校生活の一面と家庭での一面を結びつける上で重要である。学生の学校生活の一面を認識していない保護者もいる。高校新卒者の家庭環境はさまざまであり、連絡を取ることが難しい場合がある。電話を掛ける時間帯の工夫や学生本人の協力などが必要である。休学や退学をさせない、専門職業人に養成するための指導を保護者の協力の下取り組んでいく。 保護者との連携には、学校の教育活動を周知し理解を得ることが必要である。そのための手段として学校通信等の作成・配布が望ましい。 6 卒業生・社会人 (1) 卒業生への支援 卒業生への支援体制を強化するために、介護福祉	6 卒業生への支援
---	--	-------------------------

ルは何かなどニーズを把握し、卒後のキャリア支援として卒後研修の実施に努めたい。 (2) 社会人の学習意欲・向上心を踏まえた教育環境の整備 社会人の教育環境の整備として、既修授業科目の認定について学則及び学則運用規程に定めて、入学前の履修単位読み替えを行っている。認定の条件として、①他の介護福祉士養成施設等において履修した科目が本校における科目と同等の内容であると認めた場合、②そのうち、養成施設指定規則別表第4の「介護」の領域に係る科目を除く、③また、本校の課程修了に必要な総授業数の2分の1を超えない、としている。ただし、過去の学生で履修単位読み替えを適用した例はない。 委託訓練生は、平成22年度から継続して受入れている。委託訓練生は、修業期間が2年と定められているため、それ以上の延長は認められない。就職へ結びつけることを目的としていることから、卒業までに就職内定を目的とした面談を繰り返し行い、徹底した就職指導を実施している。	科卒業生に特化した同窓会組織を設立する必要がある。卒後研修・キャリア支援講座の充実と再就職の支援に活用する。 (2) 社会人の受入れ状況 委託訓練制度の周知により、社会人の入学志願者の殆どが委託訓練生として入学している。ここ数年、委託訓練生を含む社会人の入学者が全体の約5割から6割を占めていたが、令和5年度および令和6年度の社会人の受け入れは3割弱と減少している。介護施設で働く場合に、介護福祉士資格等の有無は問われないため入学志願者に直結しにくい、資格取得の意義を継続して発信していく。	(2) 社会人の受入れ状況 平成30年度 入学者25名中17名(68.0%) 令和元年度 入学者31名中15名(48.3%) 令和2年度 入学者24名中14名(58.3%) 令和3年度 入学者35名中21名(60.0%) 令和4年度 入学者33名中22名(66.6%) 令和5年度 入学者33名中9名(27.2%) 令和6年度 入学者25名中7名(28.0%)
--	--	--

最終更新日付	令和6年6月28日	記載責任者	池上 千恵美
--------	-----------	-------	--------

基準 6 教育環境

	中項目	評価	小項目	
6-22	施設・設備等	3	6-22-1	教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか
6-23	学外実習・インターンシップ等	4	6-23-1	学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか
6-24	防災・安全管理	4	6-24-1	防災に関する組織体制を整備し、適切に運用しているか
		4	6-24-2	学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
1 施設・設備等 関係法令を遵守し、施設・設備及び機器類等は必要に応じて整備している。 校舎内には、関係法令で定められている施設及び設置が望ましいとされている、介護実習室、入浴実習室、家政実習室、図書室、保健室、更衣室、演習室、学生相談室を整備している。 図書室の蔵書数としては、令和5年度末で専門図書約4,561冊を保有している。平成21年度に学科を設置して以来、毎年度30万円程度の予算を計上し、令和5年度の購入実績は154冊である。 学内には、テーブルを配置したアメニティスペースがあり、学生が休憩や食事をする空間を整備している。	1 施設・設備等 図書室の充実が重要課題として取り組み、蔵書数を増やしていく。学生からの購入希望図書調査を継続するとともに新書情報の回覧を行い、介護分野にとらわれず専門分野以外の図書も購入を検討する。DVD等の視覚的教材も積極的に購入する。	1 施設・設備等 施設の状況 普通教室2、図書室、演習室、保健室、学生相談室、介護実習室（和室スペース含む）、入浴実習室、家政実習室、更衣室、教職員室 学校環境衛生検査項目 年2回検査：教室の照度、まぶしさ、騒音及び空気環境 年1回検査：揮発性有機化合物、ダニまたはダニアレルゲン

校舎内の環境衛生点検は、毎日実施している。清掃は、週４日間外部委託をしている。毎年５月と１１月には学校環境衛生検査を実施している。 施設・設備に関する点検は、毎日実施している。その他、昇降機保守点検は３か月に１回、建物定期検査は年１回、防災設備点検は年２回実施している。日常点検及び定期点検で不備となった事項は、随時修繕対応を行っている。 ２ 学外実習・インターンシップ等 介護実習科目は、関係法令で定められている時間数（本校では４５６時間）により、教育課程上で卒業必須科目として位置付けている。職業実践専門課程認定校（平成２８年度認定）として、介護福祉士として必要とされる実践的かつ専門的な知識及び技術を取得するための実習の実施と評価等について、実習施設との連携のもと実施していく。 授業概要及び介護実習要綱に、その意義、目的並びに達成目標について明示し、適切に運用している。各段階に応じた必要な実習を行うため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、障害者支援施設及び訪問介護事業所など、現在１０５施設（事業所）と実習委託契約書（今後は「企業等との連携による介護	２ 学外実習・インターンシップ等 ごく稀に、実習施設からの申出により介護実習が中止されることがある。原因の殆どが体調不良による欠席または遅刻、あるいは実習態度にある。事前指導の中で、繰り返し実習時の心得を指導している。再実習者を出さないための、個人に合わせた細かい指導の実施が必要である。 再実習は長期期間を要するため、２年次後期の授業期間終了後に実施することが多く、卒業時期に影響してくる。本科生では、評価が不可になった場合、留年もあり得ることを充分説明し、納得の上で再実習に臨む。委託訓練生では、卒業時期を変更することができない中で、再実習が可能なのか判断しなければならない。	２ 学外実習・インターンシップ等 実習施設１０５施設の内訳 実習区分Ⅰ ５０施設 実習区分Ⅱ ５５施設 ４つの段階 介護実習Ⅰ－①：１年次８月上旬から１０日間 介護実習Ⅰ－②：１年次２月中旬から１９日間 介護実習Ⅰ－③：２年次８月上旬から４日間 介護実習Ⅱ：２年次８月中旬から２４日間 令和５年度も前年度に引き続き介護実習の一部を学内実習等に変更して実施した。
---	--	---

実習の協定書」を締結する）を締結している。

介護実習は、在籍する2年間のうち4つの段階に分けて実施する。実習期間中は配属した介護施設との連携により、実習指導者を中心とした指導に加えて、教員による巡回指導を行う。巡回指導では、1週間のうち1回実施して、実習指導者との連絡及び協議の連携を取り、学生との面談・指導により介護実習の円滑化を図っている。

実習指導者は、介護実習評価表の評価基準により、各段階で求められる到達度合について評価する。その評価を基に、学内で科目の履修について協議し成績判定を行う。60点以上「C」評価までを合格として、59点以下「D」評価を不合格とする。不合格者は再実習を行う。

介護実習の開始前の事前指導に加えて、実習中の帰校日と実習終了後の事後指導を個別に実施している。このことにより、介護実習の教育効果を確認するとともに、実習中に疑問を感じた事項についてまとめ、次の段階実習に活かすよう指導している。

3 防災・安全管理

(1) 防災に関する組織体制

毎年度4月に学校安全計画を策定するとともに消

3 防災・安全管理

(1) 防災に関する組織体制

日常の防災意識の取組みとして、オリエンテーシ

実習評価の分布（令和5年度）

実習	学年	S	A	B	C	D
I-①	1年	14	13	5	0	0
I-②	1年	10	13	7	0	0
I-③	2年	18	10	0	0	0
II	2年	16	9	1	2	0

(人)

実習評価の分布（令和4年度）

実習	学年	S	A	B	C	D
I-①	1年	17	6	2	4	0
I-②	1年	16	9	3	0	0
I-③	2年	24	7	1	0	0
II	2年	17	10	4	1	0

(人)

4つの段階

介護実習I-①：1年次8月上旬から10日間

介護実習I-②：1年次2月中旬から19日間

介護実習I-③：2年次8月上旬から4日間

介護実習II：2年次8月中旬から24日間

3 防災・安全管理

(1) 防災避難訓練の実施

令和5年4月17日（月）

防計画を策定している。各教室には、火元責任者と避難経路を掲示することにより、緊急時の混乱を回避するよう努めている。防災避難訓練は年に一度後期に実施している。授業中に災害が発生してグラウンドを避難場所として各棟から集合させる。 本校舎及び介護実習棟は、それぞれ平成14年、21年に建てられたもので、耐震基準はクリアしている。 消防設備等の整備及び保守点検は、法令に基づき年2回の定期点検を行っている。その際不備があった場合は、改善を適切に行っている。 (2) 学内における安全体制 学校安全計画を作成すると同時に、不審者侵入時対処要領及び事故等発生時の緊急体制を策定している。学校安全計画と併せて教職員に対して周知・徹底に努めている。 また、日常の安全点検として日常安全点検表に基づき毎日点検を行っている。 通学時を含めた事故やけがに係る災害傷害保険、介護実習中の賠償責任保険は毎年度加入して、学校生活をサポートしている。なお、令和5年度の災害傷害保険及び賠償責任保険の利用者は4名であつ	ョンの中で避難経路の周知を行い、安全教育の実施により対応していく。 教職員室及び図書室内のキャビネットや書庫の転倒防止策は充分でないため、安全対策を検討する。 令和5年6月2日(金)の局地的豪雨により、介護実習棟の廊下の一部が浸水したが、幸い大事に至らなかった。	緊急用食料、備品を備蓄している。 内容 防災備蓄BOXセット(72名分) 災害救援自動販売機設置(1台) (2) 日常安全点検項目 ①玄関 出入口の状況、各教室・廊下・ホール等、出入口、床、壁、窓、照明器具の状況 ②階段 滑り止め、手すり、清掃状況 ③トイレ 出入口、壁、窓、照明器具の状況、床の滑り、清掃状況 ④各実習室 出入口、壁、窓、照明器具の状況、清掃状況
--	--	---

た。		⑤図書室 出入口、壁、窓、照明器具の状況、書庫の破損、整理整頓、パソコンの破損状況 加入している保険内容 学生・生徒災害傷害保険 学生事故補償制度 平成21年4月より、学内にAEDを設置
----	--	---

最終更新日付	令和6年6月28日	記載責任者	山本 晃市
--------	-----------	-------	-------

基準 7 学生の募集と受入れ

	中項目	評定	小項目	
7-25	学生募集活動	4	7-25-1	高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか
		3	7-25-2	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか
7-26	入学選考	4	7-26-1	入学選考基準を明確にし、適切に運用しているか
		4	7-26-2	入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか
7-27	学納金	4	7-27-1	経費内容に対応し、学納金を算定しているか
		4	7-27-2	入学辞退者に対し授業料等について適正な取扱いを行っているか

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
1 学生募集活動 （１）高等学校に対する募集活動 校内ガイダンス等を主催する関係業者の案内を受けて、費用対効果を判断して可能な限り参加している。その中で、本校の教員が行う体験授業や事務職員が対応するブース説明など、学校の特色や募集概要について情報提供を行っている。 高校訪問は、主に校長が行っている。進路指導担当教諭を直接訪問して、面談の中で介護福祉士資格制度、本校の特色及び卒業後の進路等について説明している。さらに、卒業学年生徒の進路希望状況や進学先決定までのスケジュール	1 学生募集活動 （１）高等学校に対する募集活動 介護分野へ進学する高等学校新卒者が減少しているため、高等学校の進路指導教諭に、介護分野の現状や必要性、介護福祉士資格取得によるメリット及び今後の資格制度の動向について理解を得られるよう適切な情報提供に努める。本校の特色に対して広く理解を得るために、オープンキャンパス等への参加を積極的に呼びかけ、高校生との接点をより多く得られるよう募集活動を強化する。	1 学生募集活動 （１）学生募集に係る実績 高校等ガイダンス参加：１３校 会場ガイダンス参加：１ヵ所 高校訪問数：のべ約３５校（埼玉県及び千葉県内） ハローワーク：約２０ヵ所

ルなど聞き取り、介護分野への進学希望者がいれば、本校が開催するオープンキャンパス等への参加を依頼している。 (2) 募集活動の詳細 本校では、4月の入学に合わせて10月1日より入学願書の受付を開始している。入学願書の受付開始日等は専修学校団体が定める自主規制を遵守している。入試区分は、AO入試、指定校推薦入試、公募制推薦入試、一般入試を設定し、介護分野で学ぼうとするすべての方に広く門を開いている。日程は、AO入試を計6回、指定校推薦入試・公募制推薦入試を各3回ずつ、一般入試を計6回実施した。 オープンキャンパスの開催は、年間を通して実施している。開催案内は自校ホームページや資料請求者に対するDM等の送付で行っている。ただし、感染症等の影響により、高齢者の疑似体験や食事・移動の介助などの体験授業等は開催できず、進路相談会（個別相談）のみの実施となった。 この他、土日や祝日に来校できない方に向けた平日の学校見学を随時受け付けており、個別	(2) 募集活動の詳細 令和4年度と比べ令和5年度のオープンキャンパス参加者数は微減であった。入学定員充足に向けてオープンキャンパスの参加者数、それに必要な資料請求数を目標設定して、他校との差別化を図りながら目標を達成するよう努力する。 資料請求者には学校案内と募集要項の他に、最新のオープンキャンパスの日程と埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度のチラシを同封して、学校の取り組みや利用できる学費支援制度などの情報を提供しているが、より分かりやすく情報提供できるよう努める。	(2) 募集活動の詳細 令和5年度 オープンキャンパス開催回数：24回 オープンキャンパス参加者：のべ38名（令和4年度47名） 令和6年度入学者募集の資料請求者数は232件で、約95.7%が関東圏、約81.0%が埼玉県内からとなっている。 学校説明会の内容 ①学校概要の説明 ②入試概要の説明 ③体験授業（令和2・3・4・5年度は中止） ④施設見学 ⑤個別相談（希望者のみ） (3) 動画配信 Y o u T u b e 上に引き続きタイムリーに動画を
---	--	---

対応を実施している。 2 入学選考 入学選考基準は、学内規程「入学者選抜合否判定基準規程」に定めて、適切に運用している。募集定員、試験日程及び合否発表など、入学選考に関する事項は、学生募集要項並びにホームページに明示して公表している。選抜の基本的な考え方は、①本校の教育理念・教育課程を理解しているか、②入学後の学習に向けた熱意があるか、③介護福祉士資格取得に向けた明確な意欲があるか、としている。 指定校推薦入試では、学業成績基準（評定平均）を設けずに、高等学校での欠席数、生徒の性格（適性）及び学修意欲に重点を置き、進路指導教諭が強く推薦できる人物を受入れることを想定している。 ＡＯ入試では、本校の教育内容を十分に理解された方を対象とした入試区分である。エントリーを受け付け、個別面談及び書類選考を実施する。エントリー者には、２対１の個別面談を行っている。面談の中で本校が求める人物像であるかを判断して、出願の可否判定を行っている。	2 入学選考 本校のＡＯ入試エントリー開始日は６月１日以降に設定している。高等学校では、早い時期に進学先が決定して生徒が勉強しなくなるということで、ＡＯ入試を推奨していない場合があり、進路指導教諭の理解が得られるかが課題のひとつである。 入学者の定員充足率は、平成３０年度が６２．５％、令和元年度が７７．５％、令和２年度が６０．０％、令和３年度が８７．５％、令和４年度が８２．５％、令和５年度が８２．５％と、令和３年度から令和５年度の間は入学者の定員充足率が８割を超えたが、令和６年度入学者の定員充足率は６２．５％であった。 また外国人留学生の入学選考方法を柔軟に対応するよう検討する。	配信するようにしている。 2 入学選考 高校新卒者の募集では、高等学校の進路指導教諭との信頼や連携が重要となるため、高校訪問の継続と学校数の拡大に努めた結果、少しずつ指定校入学希望者も増え、近隣からは継続的な希望をいただく学校も増えてきた。 以下が過去８年間の推移です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>高校新卒者数</th><th>指定校推薦者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度生</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度生</td><td>8</td><td>4</td></tr> <tr> <td>令和元年度生</td><td>16</td><td>11</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度生</td><td>10</td><td>7</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度生</td><td>14</td><td>6</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度生</td><td>11</td><td>7</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度生</td><td>24</td><td>20</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度生</td><td>13</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> （人） 入学区分ごとの試験内容 ①指定校推薦・公募制推薦 面接及び書類選考 ②一般入試 小論文、面接及び書類選考		高校新卒者数	指定校推薦者数	平成 29 年度生	4	0	平成 30 年度生	8	4	令和元年度生	16	11	令和 2 年度生	10	7	令和 3 年度生	14	6	令和 4 年度生	11	7	令和 5 年度生	24	20	令和 6 年度生	13	8
	高校新卒者数	指定校推薦者数																											
平成 29 年度生	4	0																											
平成 30 年度生	8	4																											
令和元年度生	16	11																											
令和 2 年度生	10	7																											
令和 3 年度生	14	6																											
令和 4 年度生	11	7																											
令和 5 年度生	24	20																											
令和 6 年度生	13	8																											

る。その後書類選考で受験者の人物像の再確認を行い可否判定している。 入学選考は、教員会で行い、事務職員の陪席の上、合議を元に校長の裁決で可否を決定している。 3 学納金 (1) 学納金の算定 学納金は、法人の担当部署の算定に加えて、近隣の他校の学費を参考に検討した上で、理事会の承認を経て決定している。学納金の周知は、学生募集要項及びホームページ等で行っている。資料請求者には、学校案内一式と同封して、授業料等減免制度や埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度など、入学に際して利用できる学費サポートについて周知徹底するとともに、オープンキャンパスで来校した方には詳細について説明している。	3 学納金 (1) 学納金の算定 社会情勢や他の介護福祉士養成校の状況等を鑑み、令和7年度入学生より学納金の値上げを実施することとした。	③AO入試 個別面談及び書類選考 令和6年度入学生（入学選考区分実績） 指定校 ： 8名 推薦入試 ： 2名 AO入試 ： 6名 一般入試 ： 2名 委託訓練生： 7名 合計 25名 3 学納金 (1) 学納金一覧 1年次（合計：1,070,000円） 入学金 ： 150,000円 授業料 ： 600,000円 施設設備費： 210,000円 実習費 ： 110,000円 2年次（合計：920,000円） 授業料 ： 600,000円 施設設備費： 210,000円 実習費 ： 110,000円
---	--	---

また、入学前の対策として、入学試験の成績または入学者の経歴による授業料の一部を減免する制度について、「授業料等減免制度規程」で規定して整備している。 (2) 入学辞退者への対応 2年間に要する学納金の一覧は、学生募集要項及びホームページ等で明示している。本校では、明示した学納金以外の納付は要しないとしている。入学辞退者の返金についても、学生募集要項及びホームページ等で返還の要件について明示し、適切に運用している。		【授業料等減免制度対象者】 ○入学金：150,000円 指定校推薦受験者 ○授業料の一部：10,000円～300,000円 介護施設などでのインターンシップ等体験者 介護職員初任者研修修了者 スカラシップAO入試の判定結果がAだった者 スカラシップAO入試の判定結果がBだった者 通算36カ月以上の社会人経験を有する者 母子及び父子並びに寡婦家庭の主たる生計維持者 特別減免選出者 (2) 3月31日までに入学辞退の意思表示をした場合は、入学金を除き、授業料、施設設備費及び実習費を返還する。なお、家庭の経済状況の急変などによる学納金の相談にも極力対応している。
---	--	--

最終更新日付	令和6年6月28日	記載責任者	山本 晃市
--------	-----------	-------	-------

基準 8 財 務

	中項目	評定	小項目	
8-28	財務基盤	4	8-28-1	学校及び法人経営の中長期的な財務基盤は安定しているか
		4	8-28-2	学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか
8-29	予算・収支計画	4	8-29-1	教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか
		3	8-29-2	予算及び計画に基づき適正に執行管理を行っているか
8-30	監査	3	8-30-1	私立学校及び寄付行為に基づき適切に監査を実施しているか
8-31	財務情報の公開	3	8-31-1	私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
1 財務基盤 財務基盤の安定化には、安定的な入学定員の確保が必然であり、更なる入学者の確保に努める必要がある。 また、コスト削減を図りつつも、教育設備等に充実に努める必要がある。 2 予算・収支計画 単年度の予算編成及び補正予算編成は、適正で妥当性があると判断する。しかしながら、教職員への開示が必要である。	1 財務基盤 今後は、財務基盤の安定を損なわない程度に教育設備の充実を図るために、安定的な入学者確保に更なる努力をする。 効率性や収益性の判断が出来る資料作成に努める必要がある。 契約内容の精査及び契約更新時期の確認により、コスト管理に努める。 2 予算・収支計画 全学的に教職員の意見を聴取し、学園本部が策定したうえで、評議員会の承認を得て、理事会において決定する。年度当初にネットワークを利用して教	1 財務基盤 認定こども園に係る借入を遅滞なく償還する。 2 予算・収支計画 施設の老朽化に伴い、修繕費支出が嵩む傾向にある。

また、学園全体の具体的な中長期計画の策定が必要である。 3 監査 寄付行為第15条に基づき、監事が財産の状況を毎会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に監査報告書並びに監事監査意見書を作成し、提出して審議承認を受けている。 4 財務情報の公開 財務情報の公開については、私立学校法に基づき体制を整備し、ホームページに法人概要、事業概要、財務概要、収支計算及び監査報告を掲載し公開する必要がある。	職員に開示する。 予算執行の啓蒙のためにも、補正予算編成終了後、ネットワークを利用して教職員に開示する。 3 監査 特になし 4 財務情報の公開 ホームページの情報公開として、法人の概要、事業の概要、財務の概要及び決算総括表を掲載し公開する。	3 監査 決算書類作成後、公認会計士による外部監査を受けたうえで、監事監査を実施している。 4 財務情報の公開 ワタナベ学園の各部署（施設）の専任教職員に対して、財務情報の公開の場として決算説明を実施している。
---	---	---

最終更新日付	令和6年6月28日	記載責任者	山本 晃市
--------	-----------	-------	-------

基準 9 法令等の遵守

	中項目	評定	小項目	
9-32	関係法令、設置基準等の遵守	4	9-32-1	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか
9-33	個人情報保護	4	9-33-1	学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか
9-34	学校評価	4	9-34-1	自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか
		4	9-34-2	自己評価結果を公表しているか
		4	9-34-3	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行っているか
		4	9-34-4	学校関係者評価結果を公表しているか
9-35	教育情報の公開	4	9-35-1	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
1 関係法令、設置基準等の遵守 関係法令の基づき、埼玉県総務部学事課及び埼玉県福祉部社会福祉課の指導により、専修学校設置基準及び養成施設指定規則を遵守して事務処理を行い、適切な学校運営を行っている。 学則は必要な事項について規定して、適切な届出をしている。また、学則を補う細則（学内規程）を規定して、適切な学校運営のため整備している。	1 関係法令、設置基準等の遵守 幅広い学生の年齢層や、男女特有の相談に合わせた学生対応が求められるため、相談窓口を周知して問題解決に努められる体制を整備する。 教職員に向けた法令遵守に関する研修は、学園全体で取り組む研修会として、過去に数回実施した実績がある。個別での申込みになるが、社団法人私学経営研究会が主催して毎月開催される会員セミナーへ参加できる体制は、整備されている。 外部講師等の手配や日程調整が要されるため、必要に応じて学園本部主導による開催計画の立案が必要である。	1 関係法令、設置基準等の遵守 令和5年度に行った主な点検及び検査の内容 ①学校基本調査（学校調査票、学校施設調査票） ②介護福祉士養成施設等報告 ③学校自己評価 ④専修学校・各種学校実態調査 ⑤私立専修学校・各種学校検査 ⑥介護福祉士養成施設自己点検 学園全体の研修会開催は、2校の専門学校と1つの幼稚園および6つの認定こども園の行事調整もあるため、全体での開催は難しいのが現状である。

2 個人情報保護 学園規程で「個人情報の保護に関する規程」を規定して、適切に運用している。さらに法人本部、専門学校、幼稚園及び保育園における個人情報の保護に関する重要事項を審議するため「個人情報保護委員会」を置き、その委員の構成及び運営に関する必要事項について定める「個人情報保護委員会規則」を整備している。 パソコンデータの管理としては、学園本部内にサーバを設置して管理している個人情報等を適切に運用するため「情報セキュリティ規程」を整備している。さらに、情報セキュリティ基本方針をはじめ、システム運用する上で必要とされる手順書を詳細に規定している。 学内の運用としては、学園本部内に設置しているサーバに、部署別及び個人別のアクセス権を設定して、効率よく情報の共有化を図るとともに、個人情報の漏えい及び悪用を防止するシステムになっている。 紙媒体による個人情報は、耐火キャビネットで保管して、情報漏えいのないよう対策を講じている。	2 個人情報保護 学生、卒業生、教職員及び非常勤講師の名簿の取扱いには、細心の注意を払い対応している。問い合わせがあった場合には、即答は避け、必ず当事者への確認連絡の上、対応するよう周知徹底する。	2 個人情報保護 個人情報保護に係る学校の取組みについて、職員、学生及び保護者・家族への説明を積極的に行い、個人情報の漏えい防止に努める。 学校の情報発信の一環として、学生の学習する姿も載せたいと考える。その際は、学生の了解を得るようにしている。 学内規程「文書管理規程」で規定する「文書保存期間一覧表」に基づき、文書保存年限を経過した文書を破棄していくことも、個人情報の漏えい防止につながる。
--	---	--

3 学校評価 (1) 自己評価の実施体制 専修学校に自己評価が義務付けられたことを受け、本校では、平成26年4月1日付で「自己評価委員会規程」を施行して、同年より自己評価を実施している。自己評価実施にあたり、主に私立専門学校等評価研究機構発行する「専修学校のための学校評価ハンドブック」を参考に、実施スケジュール及び点検項目について策定した。 点検・評価は、校長、専任教員、事務長、事務職員が担当して、点検者の視点により実施された。6月末までの完成を目指し、学校関係者評価委員会及び教育課程編成委員会の資料として活用した。各委員会の評価基準となるため、職業実践専門課程認定校として組織的に取り組みたい。 (2) 自己評価報告書の公表 自己評価報告書は、ワタナベ学園理事長に提出するとともに、ホームページに掲載して広く社会に公表している。	3 学校評価 (1) 自己評価の実施体制 点検項目に対して点検者を固定せず、違った角度から点検・評価が実施されるよう工夫が必要である。 また、当該年度の実施状況を振り返り評価することで、学校運営の改善につなげていく。 (2) 自己評価報告書の公表 学校関係者にむけたホームページ以外の公表方法について、学校新聞等の活用など懸案事項となっている。	3 学校評価 令和4年度自己評価報告書
---	---	--

(3) 学校関係者評価の実施・公表 学校関係者評価については、平成27年4月1日付で「学校関係者評価委員会規程」を施行して、私立専門学校等評価研究機構発行する「専修学校のための学校評価ハンドブック」を参考に、平成27年度から実施・公表を開始した。 4 教育情報の公開 文部科学省の「専門学校における情報公開等への取組に関するガイドライン」を基に作成してホームページで公開している。 また、職業実践専門課程認定校として、所定様式を活用して「職業実践専門課程の基本情報」について公開義務を遵守している。その他の媒体として、ホームページを活用して学校の特色、教育内容及び学校説明会等の日程について、定期的に更新しながら、最新の教育情報を公開している。	4 教育情報の公開 ホームページの情報は、利用者に新しい情報を提供できるように、更新作業を定期的に行う。 更新する内容は、学校説明会等の内容に限らず、授業風景や日常のなにげない出来事を公開できるようにしたい。	(3) 学校関係者評価の実施・公表 第1回：令和5年 7月14日（金） 第2回：令和5年12月13日（水） 4 教育情報の公開（基本情報） I 学校の概要、目標及び計画、II 学科の教育、III 教職員、IV キャリア教育・実践的な職業教育、V 教育活動・教育環境、VI 学生への生活支援、VII 納付金、VIII 学校の財務、IX 学校評価、X その他
--	--	---

最終更新日付	令和6年6月28日	記載責任者	久田 晴實
--------	-----------	-------	-------

基準 10 社会貢献・地域貢献

	中項目	評価	小項目	
10-36	社会貢献・地域貢献	3	10-36-1	学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
		3	10-36-2	国際交流に取り組んでいるか
10-37	ボランティア活動	3	10-37-1	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
1 社会貢献・地域貢献 本校では、吉川市民まつりへの参加や吉川市教育委員会の協力で「子ども大学よしかわ」を開講するなど、積極的に地域貢献を行っている（令和2・3・4年度は中止した）。 委託訓練生の受入れも、埼玉県が継続される限り積極的に行い、社会人が学びやすい学校環境を整備して、介護福祉士の養成による社会貢献に寄与していく。 2 ボランティア活動 介護施設や介護施設を設置する法人からボランティアの案内が届いた場合は、ホームルームや掲示板に掲示して参加を促している。特に実習施設や卒業生の就職施設からの案内には、	1 社会貢献・地域貢献 吉川市の活動への協力や会場の提供など、地域貢献を進めたい。 子ども大学よしかわは、吉川市内唯一の専門学校として強い関わりを持ち、介護分野の授業を開講して分野に対する興味や理解を求める活動としてきた。令和6年度以降は、学園本部の企画となる。学校は必要な部分で関わっていく。 2 ボランティア活動 今後も継続して学生のボランティア活動を奨励するとともに、ボランティアでも活用できるアクティビティ修得のための課外授業の工夫・実施により支援していく。実習施設や卒業生の就職施設以外のボ	1 社会貢献・地域貢献 子ども大学よしかわの概要 開講日：令和5年8月22日（火） 令和5年9月9日（土） 時間：8時40分受付～11時45分終了 開講授業数：3講座 参加人数（のべ）32名 （令和2・3・4年度は中止） なお、令和6年度については、法人本部が事務局となり実施予定である。

ボランティアの目的や効果などを指導して、積極的な参加を指導している。 ボランティア活動の実績は、参加した学生から報告を受けて、受入の施設ごとにファイリングにより保管している。実習施設や卒業生の就職施設でのボランティア活動は、概ね良い評価を得ており、毎年継続して参加している。 今後ますます吉川市内の介護施設や、地域包括ケアセンターとのボランティアを通じた連携体制を構築したい。	ランティアへの参加は積極的でない傾向はあるが、ボランティアの趣旨を理解させ、いろいろな活動に興味を持たせるよう学生には継続して指導していく。	
---	---	--

最終更新日付	令和6年6月28日	記載責任者	久田 晴實
--------	-----------	-------	-------